

会 議 録

令和2年3月3日

日 時	令和2年2月12日（水） 14：00～16：00
場 所	総合文化センター 第2研修室
件 名	令和元年度 第7回社会教育委員会定例会
出席者	社会教育委員：有賀 秀雄、小栗 正敏、安藤 隆宏、安藤 徳善、龍頭 美雪、三浦晶子、 永井 研、吉田生子、伊藤 孝一、山田秀樹 事務局：工藤 剛士（社会教育課長補佐）、野田 祐作（同主査） 市関係者：小栗 茂（中央公民館長）
議 題	<p>1 開会の言葉（小栗 正敏 副代表）</p> <p>2 挨拶（有賀 秀雄 代表）</p> <p>早いもので、社会教育委員に就任してから2年が経とうとしている。「社会教育委員って何するの？」という模索から始まったところに、東海北陸社会教育研究大会・東濃地区社会教育振興研修会と大きな研究発表が2つも続いたが、皆さんの努力とご協力によって無事乗り越えられたことに、改めて感謝を申し上げたい。</p> <p>さて、「社会教育委員って何するの？」という疑問に対する答えが社会教育法第17条の中にあることは、2年間の活動の中で理解してきたとおりである。すなわち社会教育委員の職務とは、教育委員会に対して助言を行うことを目的とし、①社会教育に関する諸計画の策定すること、②定時又は臨時に会議を開き、諮問に応じて意見を述べること、③職務遂行のために必要な調査研究を行うこと、④教育委員会の会議に出席し、教育委員会に対し意見を述べること、である。④についてはこれまで行われて来なかったが、教育委員会に研究発表や提言の内容を「報告」することが、意見陳述の代わりとも考えられる。</p> <p>また、社会教育法には、「社会教育委員は市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年育成に関する特定の事項に対して、社会教育関係団体、社会教育者その他の関係者に対して助言と指導を行うことができる。」という規定もある。この部分については、社会教育委員会の中で取り扱う機会こそ乏しかったが、各委員が個々にまちづくり組織や青少年市民会議に携わる中で実践してくださったのではないかと思う。</p> <p>毎回のように予定時刻を超過する会議となり、大いに知恵を絞っていただいたこの会も、今回をもってひとまず2年の任期が終わりとなる。改めて多大な感謝を申し上げたい。</p> <p>加えて、会議としては今回が最後であるが、委員さんとしての任期は3月まで残っておられるので、最後までそれぞれのお勤めに取り組んでいただくとありがたく思う。よろしくお願ひしたい。</p> <p>3 協議</p> <p>事務局 提言書については、本日原案を最終確認いただき、指摘部分を修正した上で、完成とする。2月28日の午後、有賀代表、小栗副代表と共に教育長へ手渡しをさせていただく予定。また、教育長は「社会教育委員会の成果を広げてほしい」という考えをお持ちのため、3月19日の教育委員会定例会でも報告をさせていただく予定。よろしくご承知願ひたい。</p>

前回の委員会の協議された内容を反映させた原案を、皆様に郵送させていただいたところ、数名の委員より指摘や提案等に関する連絡があった。まとめきれていない部分もあるが、確認と協議を願いたい。

まず研究テーマについて、昨年度より「地域・学校・家庭の連携、協働による地域づくりの取り組みについて」と称していたが、「地域づくりへの取り組みについて」とした方が良いのではないかと、というご意見があったが、どう思われるか。

委員 本提言は地域づくりの手法を示すものではなく、地域づくりに向けた考え方、土台を提案するもの。よって、「地域づくりへの」が妥当。

事務局 序文にあたる「はじめに」の部分に、いくつかの文章の挿入する提案があったので確認されたい。

委員 提言の目的について「生涯学習社会を目指す」とあるが、そこまで広い視野で協議を進めてきたわけではないと思う。「幼稚園、学校や地域のこれからの姿について考えてきた」という趣旨であったはず。

事務局 研究テーマの選定理由として、原案には「産業構造の変化」が挙げられているが、この部分はカットした方が良いとの意見があった。どう思われるか。また、原案では産業構造の変化等の理由を列記し、「…よって地域と学校が連携する必要がある。」とつなげられているが、産業構造等の変化から地域と学校の連携という解決法を導くまでの論理が抜けているため、補足すべきとの意見があったがどうか。

委員 どのような「産業構造の変化」があったのか、裏付けを絡めもっと具体的に書かなければ、因果関係が示せない。ただ、この部分を詳しく書くほど話題が本流から逸れていく。地域と学校の協働の必要性は、他の理由からも十分見えてくることなので、敢えて「産業構造の変化」を取り上げる必要自体を感じない。

委員 今日的な課題・動向と社会教育法の改正等から今回の研究テーマを設定した理由の部分として、次のような書きぶりにはどうか。

「人口減少や少子高齢化、社会の国際化、情報化の一層の進展などで社会環境が大きく変化する中、地域では人々の支え合いの希薄化、孤立化、教育力の低下が進んでいる。そこで地域住民等の協力を幅広く得ながら、総がかりの教育を実現し、地域の創成や活性化を図ることの必要性が論じられるようになった。」

地域の支え合いが薄まり、孤立化が進んだことが、教育力の低下につながっている点を明確にしたい。

委員 これまで議論してきたことに沿っており、良いと思う。

委員 瑞浪市の実態から今回の研究テーマを設定した理由について、原案では「人口減少や少子高齢化の中で、新たに誕生した学校には先行きが不透明な部分もある。」と結ばれているが、「よって地域の協力が必要である。」と加えるべきではないか。

委員 「先行きが不透明、分からない。」とした後に「よって地域の協力が必要である。」とすると、「なぜそう言えるのか」の理由を欠く。協働には、協力、応援、連携など様々なつながり方が考えられるので、「協力」に限定する必要はない。

委員 将来の先行きが不透明である、だから新しい連携の形が必要だと考えたとする原案の書きぶりが、不自然とは思わない。連携の形はテーマ選定後、協議の中で導き出したことで、テーマ選定の段階で「協力が必要」との結論があったわけではない。

委員 今後それぞれの「目指すべき姿」を各号列記している部分について、「市民及びまちの姿」となっている見出しは、「まち及び市民の姿」に改めるべきだと思う。見出しに続く説明が①まち②市民の順になっているので、それに合わせるべき。

また、「学校の姿」となっている見出しは、「教育の姿」に改めるべきだと思う。目指すべき「学校の姿」を示したい気持ちはあるが、見出しに続く説明は文部科学省が示す学習指導要領からの引用なので、「教育の姿」と言う方が正しい。

委員 各幼児園・学校にアンケートを行った経緯について「…しかし、どんな願いを、どのようにすれば実現に導けるか、現状ではその方策が明らかではなかった。」とあるが、これを調べるためにアンケートをとったのはなく、アンケート結果を得て社会教育員が分析し、結び付けてきたことなので、順序が異なる。また、アンケートで明らかになったことは学校の願いだけではなく、課題も含まれていたと思う。

委員 アンケート結果を集計した円グラフについて、割合の大きな項目から小さな項への順番に並び替え、見やすくすべき。

委員 地域と学校の連携を持続可能なものにしていくという表記があるが、世代交代を含めて続けていくという意味では、「持続」ではなく「継続」と言うべきでは。

委員 「片務的な関係」という語は一般的ではないので、「偏った関係」と言い換える。

委員 学校運営協議会に参加するのは区長会長である必要があるか。区長ではダメか。

委員 区長会長と区長では立場が違いすぎると思う。

委員 「区長会長等」とすれば、原則区長とし、地域によって区長会長が出席することが困難な場合には、それ以外の方が参加するという対応もできる。

委員 「地域の代表」という表記ではどうか。区長会長は仕事がありすぎて大変だと聞く。地域の代表としての自覚をもって会議に臨めるならば、区長でも良いと思う。

委員 「区長会長等」とすれば副会長も入る。区長はどの地区でも大勢いらっしゃる中の一人。当該区長が「地域の代表者として会議に臨まれている」という前提と、事実とが食い違くと、むしろ学校側が大変な思いをする場合がある。

委員 地区代表（区長会長等）と表記することで、事情は鑑みつつも、原則として区長会長が出席するものだという心づもりを持ってもらうようにしたい。

委員 地域と学校の連携を図ることができるかどうかを最重要ポイントであって、肩書き自体に固執する必要はない。適切かつ自発的な人選を促すという意味では妥当な表記だと思う。まちづくり推進団体においても、長ではなく「長等」とすべきか。

委員 多忙なのはまちづくり推進団体の長も区長と同じだと思う。「長等」とすれば、会長でなくとも組織の中で然るべき立場の人が選出されると考える。

委員 列記しているのは委員の例であり、実際に誰を指名するかという指示ではない。提言として「トップが望ましい。」という意味合いは残しておかないと、実動力のある人が辞退し、地域学校協働本部との調整がつかなくなる可能性もある。

委員 市民協働課より、稲津小の学校運営協議会の構成員候補の中に、集落支援員を挙げておいて欲しいという要望があった。今後地域との連携を進めていく上で、地域をよく知る集落支援員が学校運営協議会に入るのは良い判断だと思う。

委員 集落支援員はコーディネーターの候補の一人だと考える。ただ、現在の勤務体制で期待されているようなまとめ役までを果たすことは難しいと思う。

委員 コーディネーター（集落支援員・地域学校協働活動推進員等）と表記してはどうか。

委員 コミュニティ・スクールの例として坂祝町の事例が紹介され、別添資料にも坂祝町の制作した印刷物が付されているが、瑞浪市版のコミュニティ・スクールについて熟議を重ねてきた中で、敢えて坂祝町のスタイルに言及する必要があるか。

委員 瑞浪市版コミュニティ・スクールのイメージは原案の別表1に示されたとおりであるが、現段階では想像上のものでしかない。坂祝町の事例は、より具体的なイメー

ジを膨らませるため、実践例の一つとして紹介するものである。

- 委員 本来、坂祝町の形を目指すのが最良だと考える。非常に分かりやすい形である。
- 委員 坂祝町の実践例を理想としつつも、瑞浪市内の各学校個別の実情を鑑みて柔軟に対応しなければならない点もある。いずれの学校でも運用可能なモデルが示せれば良いが、現段階ではそこまでの議論にまでは達していない。既に有効性が実証されている形として、坂祝町のモデルを例示することには意義がある。
- 委員 原案の表1に「授業の支援（学習支援 ミシンの指導などの授業補助等）」とあるが「ミシンの指導などの授業補助等」は、「学習支援」の例として挙げられているのか、「学習支援」と「ミシンの指導などの授業補助」が異なる概念として列記されているのか。また、「学習支援」は一般に「授業の支援」より広い意味を含む言葉だと思うが、「授業の支援の例」の一つのように挙げられているのはなぜか。さらに、アンケート結果には生活支援に関する願いも挙がっていたが、表に入っていないのは敢えてのことか。今回は幼稚園から挙がってきた声だったが、進路相談や不登校問題のケア、付き添いが必要な児童・生徒のお世話など、小学校や中学校においても生活支援の分野で手助けが必要なことがあるのではないかと。
- 委員 指摘のとおり、「授業支援」よりも「学習支援」の方が広義である。益川教授の講演を参考にした分類表だと思うが、そこではどうなっているのか。
- 事務局 学習支援と授業支援が並列で書かれている。
- 委員 生活支援の希望は全体の1%とは言え、確かに挙がってきた声である。表の中に見てとれないと、アンケートに回答した幼稚園は疑問に思うだろう。
- 委員 授業の支援（学習支援…）は単に「学習支援」とし、生活支援を別に加える。
- 事務局 益川教授の講演資料を参照して作成した表ではあるが、既に改編が加えられている上、さらに内容を変更するのであれば、出展元として名前を記載するのは好ましくないのではないかと。元々、個人名を出典として記載すること自体が曖昧である。
- 委員 学校支援ボランティアに委託できることの一例として「児童生徒の悩み相談」が挙げられているが、かえって学校の重荷になる可能性があるのではないかと。
- 委員 あくまでも可能なことを列記するものであって、義務ではない。できるだけ大きな可能性を示すことで敷居を下げ、地域と学校の連携の選択肢が広がる。
- 委員 個人的に、「先生は教育のプロ」だと思う。お悩み相談等は、従来教育のプロたる学校の先生達が行ってきた領域であるが、そこに素人が踏み込むのは、プレッシャーを与えるようなことにならないか。印刷補助や花壇の整備等の援助のレベルに留めておくべきではないか。元教員の委員の意見が聞きたい
- 委員 原則教員が行うべきことであると認識するが、業務が多忙化する中、本当に十分なケアが行き届いているのかという不安も常に抱えている。悩みを聞き、解決する所までは求められなくとも、児童・生徒の話を聞いてもらうだけで意義がある。例えば、教室に来られない子の話を聞いてもらい、どんな悩みを持っているのかを聞き出して、先生に伝えてもらうだけでも大いに意味がある。
- 委員 「相談に乗る」という言い方が解決まで期待されよう聞こえるのではないかと。「話を聞く」といったニュアンスに留め、その中で問題解決の糸口が見えたら先生に伝えられるようにしたら良いのでは。
- 委員 例えば児童・生徒の言い分が学校方針への批判だった場合、一方的に話を聞くと、余計に先生達と生徒の関係をこじらせないか。そういうことが心配である。
- 委員 現在でも各学校にスクールカウンセラーが入っているが、相談を聞くという意味で

は教員より専門的な知識や技術を持っており、守秘義務もしっかりとしている。客観的に話を聞けるのか、プライバシーは厳守されるかと考えた時、地域の人に来て話を聞いてもらうというのは、話が漏れたり捻じれたり、確かに怖い部分もある。表現として、「相談」ではなく、生活支援・学習支援・児童生徒支援のような言い方が望ましい。中々教室に入れない子、授業についていくことが難しい子は確かにおり、そうした子をケアする人員が足りていないのも事実。別室で学習している生徒を養護教諭が時々見に行っているが、例えばそれを学習支援ボランティアにお願いできるならばありがたい。ただ、「相談を受ける」となると、状況やアプローチをしっかりと理解した人でないと、誰かの悪口を一緒になって言われることにもなりかねないのではと懸念される。憶測や誤解を拡散する素にもなる。

委員 「相談」は、いじめ問題を念頭に盛り込んでいた。先生には言いづらくても、第三者に対してなら言えることを聞き出し、その情報を先生にバックするイメージである。ただ、そのためには一定の理解や技術を必要とすることがよく分かったので、学習支援ボランティアに委託できることの例からは「相談」を削除したい。

委員 相談の中で放った何気ない一言が、生徒の心を傷つけることもある。やはり、専門家が行うべきことが望ましい。

事務局 コーディネーター役は、地域・学校双方の事情をよく知る者に委嘱することが求められるが、「必要である」と捉えるか、「望ましい」と捉えるか。

委員 必要だと考えるが、市の事情や準備期間を鑑み、「望ましい」としてはどうか。

委員 提言書である以上、方向性を明確に示した方が良い。単に「委嘱する」が良い。

委員 「地域情報が捉えやすく」とあるが、「地域情報を捉えやすく」とすべき。

委員 人材育成の方法について、「公民館講座において受講者認定を進める」とあるが、認定が必要なのか。公民館講座で地域協働活動の担い手を養成すれば、目的は果たされるのではないか。

委員 手法をより明確にしたものと解す。養成が直接的な目的ではあることはそのとおりであるが、そのために「認定」というインセンティブを提案している。何らかの形で資格を認めることで、講座を受講して終わりではなく、次の活動につなげられる可能性が生まれる。簡易的には修了証を出すという形だけでも良い。

委員 公民館講座には様々な種類があるが、受講して終わりではなく、次の活動につなげるとようにするという趣旨は大変良いと思う。

委員 全ての講座に当てはめられるわけではないが、指導者の育成を図る方法として、受講者認定が推進されることを望む。人材育成を推進することによって「学び合う人が住むまちづくりになる」とあるが、「まちづくりになる」は直接的な表現ではない。シンプルに「学び合う人が住むまちになる。」としてはどうか。

委員 受講者認定という概念がよく分からない。受講したことを認定するのではなく、一定の技術や知識を習得したことを認定することが趣旨であるはず。「修了認定」とすべきではないか。

事務局 提案の結論部分に、「今後どのようにコミュニティ・スクール化を進めるか、誰がコーディネーターとなるか、どのような補償を行うことができるのか等、具体的な部分は未だ定かでない。」とあるが、事前検討の段階で、ここに「よって今後一層の研究が必要である。」と付け加えてはどうかという意見が寄せられた。

委員 誰が研究を行うのか。

事務局 この一文を「次年度社会教育委員会の研究テーマ選定に関する申し送り、布石」と

考えるならば、主語は社会教育委員になる。

委員 結論として「未だ定かでない。」と言い切ってしまうと、2年間の研究討議の中で実のある成果を残して来なかったと言っているようにも見える。実際には、2年間協議を進める中で、新たに浮き上がった部分を改めてまとめている一文なので、「具体的な部分は今後さらに検討が必要である」とすべき。

委員 「市内一様でなく、各地域や学校の実態をふまえた仕組みと活動が必要だろう」とあるが、当然のことなので不要。

委員 目次を付けるべき。

◎時期の課題研究について

事務局 今回の社会教育委員会が最後となる方、次年度以降も継続して委員を務められる方といらっしゃるが、次期社会教育委員会について引き継ぎたいこと、要望等あれば、この場で聴かせていただきたい。

委員 稲津小・釜戸小に学校運営協議会がよいよ立ち上がる。これに対応し、地域側にも地域学校協働本部が発足すると見込まれる。社会教育委員としてサポートできることがあれば、関わっていききたいと思う。

委員 2年間の活動期間を考えると、稲津小や釜戸小だけ注視しているわけにはいかないと思うが、しっかり見守りつつ、今後に向けて大いに参考とさせていただきたい。

委員 みずなみ教育プランの後期計画では、2023年度までに全小中学校をコミュニティ・スクール化することとされており、それほど時間も残されていない。更なる推進策を検討してはどうか。

委員 社会教育法第17条に基づき、教育委員会から諮問があれば活動しやすい。

委員 今回も教育委員会から「こういうテーマで提言をしてほしい」という依頼はあり、それがゆるやかな意味での諮問であったと思う。

事務局 明確な諮問ではないが、コミュニティ・スクール化の推進につながる調査や研究について、引き続きお知恵を借りられたらという思いはある。

◎市から補助金を受けている社会教育団体の取組

事務局 冒頭にもお話があったように、社会教育委員は、市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年育成に関する特定の事項に対して、社会教育関係団体、社会教育者その他の関係者に対して助言と指導を行うことができるとされている。また、社会教育法第13条では、市が社会教育団体に補助金を交付する場合には、事前に社会教育委員会等で意見を聴くこととされている。瑞浪市より補助金の交付を受けている社会教育団体として、①瑞浪市子ども会連合会及び②瑞浪市文化協会の事業報告と次年度計画に関する資料を配布させていただいたので、ご意見をお聞かせ願いたい。

9 閉会の言葉